

審査基準整理票

処 分 名	食品衛生責任者養成講習会の承認		
根拠法令名	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	(条項)第51条第1項	
基準法令名	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)	(条項)第66条の2第1項に定める別表第17	
所 管 部 署	健康保険部 保健所衛生課 食品指導係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】	・文書の名称 大津市食品衛生責任者養成講習会の承認に関する要領 ・掲載図書等 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
大津市食品衛生責任者養成講習会の承認に関する要領 (目的) 第1条 この要領は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号ロに規定する食品衛生責任者の資格要件に係る同号ロ(3)に規定する市長が適正と認める講習会(本市内で開催されるものに限る。)の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要領において、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号ロ(3)で規定する市長が適正と認める講習会(本市内で開催されるものに限る。)は、「養成講習会」とする。 (養成講習会の科目、内容及び時間) 第3条 養成講習会の科目、内容及び時間は、次を標準とする。			
科目	内容		時間
食品衛生学	①主要な食中毒、健康被害及び食品事故並びにその原因(微生物、自然毒、化学物質・汚染物質、異物等) ②食中毒等の発生を防止するための基本的な対応 ・施設・設備の衛生管理(5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)を含む。) ・基本的な食品の取扱い(食中毒予防の3原則を含む。) ・食品取扱者等の衛生管理(感染症の予防対策を含む。)等		2.5時間
食品衛生法	①食品衛生法の全体像 ②自主的な衛生管理に関すること ・営業者の責務(衛生管理計画及び手順書の作成、食品取扱者等への周知、衛生管理の実施状況の記録及びその保存並びに衛生管理の検証) ・一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準 ・小規模事業者等による手引書の活用方法等 ③自主回収報告制度に関すること ④営業規制に関すること(許可、届出、施設基準) ⑤その他食品衛生関連法規に関すること等		3時間
公衆衛生学	①環境衛生 ②労働衛生等		0.5時間
確認試験	講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験		—
(修了証明)			
第4条 養成講習会を修了した者には、修了証明書を交付するものとし、修了証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。			

- (1) 都道府県等名
- (2) 講習会の名称
- (3) 受講年月日
- (4) 受講者氏名
- (5) 受講者の生年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

(養成講習会の承認)

第5条 養成講習会を実施しようとする者（以下「養成講習会実施事業者」という。）は、実施する養成講習会について市長の承認を得なければならない。

(養成講習会実施事業者の業務範囲)

第6条 養成講習会実施事業者の業務範囲は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 養成講習会の開催及び周知
- (2) 養成講習会修了証明書の発行（氏名変更、証明書の紛失等による再発行を含む。）及び交付
- (3) その他市長が必要と認める業務

(養成講習会で使用する教材等)

第7条 養成講習会の講義及び使用する教材等は、重要なポイントを平易な表現で分かりやすく解説するよう努めるものとする。また、日本語を母語としない受講者に対して、テキストにルビをふる、イラスト・写真等の視覚教材を活用する、母国語を併記する等対応するよう努めるものとする。

(養成講習会の講師)

第8条 養成講習会の講師は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

(受講料)

第9条 養成講習会実施事業者は、講習を受けようとする者から、実費を勘案した額の受講料を徴収することができるものとする。

2 受講料は、あらかじめ市長の承認を得たうえで養成講習会実施事業者が定める。

(養成講習会の承認申請)

第10条 養成講習会の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 養成講習会の実施計画書（任意様式）

計画書には、次の内容が含まれているものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 養成講習会の内容（科目、内容及び講習時間）
- エ 講義で使用する教材等
- オ 講師の氏名及び資格（科目ごと）
- カ 受講料の金額

(2) 修了証明書の様式

(養成講習会の承認)

第11条 市長は、前条の養成講習会の実施計画等を総合的に勘案して、養成講習会を承認する。

(養成講習会の実施報告)

第12条 養成講習会実施事業者は、養成講習会の実施状況を、年に1回、実施した年度の翌年度の5月末日までに市長に報告しなければならない。

2 前項による報告は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 次の事項を記載した養成講習会実施報告書（任意様式）

- ア 養成講習会の開催場所及び開催日
- イ 科目、内容及び講習時間
- ウ 修了者総数

(2) その他市長が必要と認める書類

(養成講習会の実施計画の変更)

第13条 養成講習会実施事業者は、実施計画に掲げる養成講習会の実施内容等を変更する場合は、書面による申し出により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(養成講習会の中止)

第14条 養成講習会実施事業者は、養成講習会を中止するときは、書面による申し出により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(承認の取り消し)

第15条 市長は、養成講習会実施事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、養成講習会の承認を取り消すことができる。

- (1) 養成講習会に係る申請及び報告等に虚偽の記載があった場合
- (2) 養成講習会の承認及び養成講習会の実施に関し、不正行為があった場合
- (3) 養成講習会の適正かつ確実な実施が困難であると市長が認める場合
- (4) 関係法令の改正等により養成講習会の内容等に変更の必要が生じた場合
- (5) その他養成講習会の承認に支障があると認められる場合

(個人情報の保護等)

第16条 養成講習会実施事業者は、業務を実施するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

2 養成講習会実施事業者又は養成講習会実施事業者の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。養成講習会の承認の期間が満了し、若しくは承認を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、養成講習会の承認に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

策定年月日

令和3年1月5日

最終改正年月日

令和4年1月7日

参 考

[根拠法令]

食品衛生法

第51条 厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業(第51条において「食鳥処理の事業」という。)を除く。)の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

- 一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
 - 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(小規模な営業者(器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。)その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組)に関すること。
- ② 営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
 - ③ 都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

食品衛生法施行令

第9条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
 - 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - 四 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの
- 2 第14条から第20条までの規定は、前項第1号の養成施設について準用する。

食品衛生法施行規則

第66条の2 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第51条第1項第1号(法第68条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第17のとおりとする。

別表第17(抄)

一 食品衛生責任者等の選任

イ 法第51条第1項に規定する営業を行う者(法第68条第3項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。)は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第66条の2第4項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第48条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第30条に規定する食品衛生監視員又は法第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者

(2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第10条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条に規定する食鳥処理衛生管理者

(3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に通講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること(法第54条の営業(法第68条第3項において準用する場合を含む。)に限る。)

(2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

ニ 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。

ホ 食品衛生責任者は、第66条の2第3項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。

ヘ ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立会いの下に他の者にふぐを処理させなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準に記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。